

平成 18 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 ホソカワミクロン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 細川 益 男  
(コード番号 6277 東証第一部、大証第一部)  
問合せ先 C.F.O. 経理本部長 中村 嘉 宏  
(TEL.072-855-2225)

#### 第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 14 日開催の取締役会において、第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

なお、本社債の募集につきましては、払込金額(本社債額面 100 円につき金 100 円)と異なる価格(発行価格、本社債額面 100 円につき金 102.5 円)で一般募集を行います。

#### 記

1. 社債の名称 ホソカワミクロン株式会社第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を以下「本新株予約権」という。)
2. 社債の総額 金 40 億円
3. 各社債の金額 金 100 万円
4. 社債券の発行とその形式 本社債につき新株予約権付社債券(以下「本社債券」という。)を発行するものとし、本社債券の形式は無記名式に限り、記名式とすることを請求することはできない。
5. 利率 未定(年 0.0%を仮条件とする。)
6. 払込金額 額面 100 円につき金 100 円
7. 発行価格 額面 100 円につき金 102.5 円
8. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円  
ただし、繰上償還する場合は第 13 項第(3)号に定める金額による。
9. 償還期限 平成 23 年 9 月 30 日
10. 申込期間 平成 18 年 7 月 27 日から平成 18 年 8 月 2 日まで
11. 物上担保および保証の有無 本社債には物上担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
12. 社債管理者 株式会社三井住友銀行
13. 償還の方法および期限
  - (1) 本社債の元金は、平成 23 年 9 月 30 日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては、本項第(3)号ないし第(4)号に定めるところによる。
  - (2) 本社債を償還すべき日(本項第(3)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

ご注意：この文章は、当社が第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 当社は、合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下を総称して以下「組織再編行為」という。）を当社の株式総会（株式総会の決議を要しない場合は、取締役会）で決議し、かつ当該組織再編行為の結果、第 14 項第(3)号に定める本新株予約権の目的である当社普通株式が、日本国内における全ての取引所有価証券市場（証券取引法に定めるところによる。）において上場が廃止されることとなる場合には、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可。）を本社債の額面 100 円につき次の金額で繰上償還することができる。

平成18年8月4日から平成18年9月30日まで 金105円

平成18年10月1日から平成19年9月30日まで 金104円

平成19年10月1日から平成20年9月30日まで 金103円

平成20年10月1日から平成21年9月30日まで 金102円

平成21年10月1日から平成22年9月30日まで 金101円

平成22年10月1日から平成23年9月29日まで 金100円

- (4) 前号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第 14 項第(4)号にしたがって本新株予約権が行使できなくなるによりその全部が消滅する。
- (5) 当社は、払込期日の翌日以降いつでも本社債を買入れることができる。買入を行った本社債に係る社債部分を消去した場合は、当該本社債に係る本新株予約権については第 14 項第(5)号にしたがって行使できなくなるにより消滅する。

#### 14. 本新株予約権に関する事項

- (1) 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は 1 個とし、合計 4,000 個の本新株予約権を発行する。

- (2) 本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 新株予約権の目的である株式の種類および数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を本項第(8)号に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に 1 株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 9 月 29 日（第 13 項第(3)号に定めるところにより、平成 23 年 9 月 29 日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。ただし、組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合（本項第(22)号に定めるところにより、再編対象会社の新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する場合に限る。）は、それらの効力発生日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には必要な事項をあらかじめ書面で社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の 1 か月前までに必要な事項を公告する。

- (5) 新株予約権の行使の条件

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本社債に係る本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債に係る社債部分を消却した場合における当該本社債に係る本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

- (6) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

- (7) 新株予約権の譲渡に関する事項

本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

ご注意： この文章は、当社が第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法  
 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。  
 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。  
 転換価額は、当初の額は未定とする。ただし、転換価額は本項第(10)号ないし第(14)号に定めるところにしたがい調整されることがある。なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう。  
 当初の転換価額は、平成18年7月26日(水)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値)に、126%から130%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とする。計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てる。なお、上記の計算の結果算出される転換価額が736円を下回るときは、本社債の発行を中止する。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から本号 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 当社は、本社債発行後、本項第(11)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

- (11) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 本項第(13)号 に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。  
 調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。  
 株式分割等をする場合。  
 調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。  
 本項第(13)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本 を適用する。  
 調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)または新株予約権の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

ご注意： この文章は、当社が第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
 投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (12) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満にとどまる時は、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (13) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。  
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。  
転換価額調整式で使用する発行・処分株式数は、株式分割の場合に当該株式分割の基準日（基準日を定めない場合は効力発生日。）における当社の有する当社の普通株式に対して発行される当社の普通株式数を含まないものとする。
- (14) 当社は、本項第(11)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は社債管理者と協議のうえその承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。  
株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。  
本号 のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生ずる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。  
転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由にもとづく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。
- (15) 本項第(10)号ないし第(14)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。この場合の公告の方法は、第30項に定める。
- (16) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第35項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (17) 本新株予約権の行使請求取次事務は、第36項に定める行使請求取次場所（以下「行使請求取次場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (18) 本新株予約権の新株予約権者が本新株予約権を行使するときは、当社の定める行使請求書に、その行使に係る本新株予約権の内容および数ならびに当該行使請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権に係る本社債券とともに本項第(4)号に定める行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。  
登録をした本社債に係る本新株予約権を行使する場合は、本号 の行使請求書に行使しようとする本新株予約権を表示し、当該行使請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、第33項に定める登録機関を経由して、これを行使請求受付場所に提出しなければならない。  
本新株予約権を行使する本新株予約権の新株予約権者は、行使請求取次場所に行使に要する書類を提出して、本号 および に定める手続の取次を依頼することができる。  
行使請求受付場所または行使請求取次場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを取り消すことはできない。
- (19) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類が行使請求受付場所に到着した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (20) 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る新株予約権者に対しすみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については、定款の定めにしたがい株券を交付しない。

ご注意： この文章は、当社が第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(21) 当社が当社普通株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会または種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定めを廃止または変更する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社および社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

(22) 当社が、組織再編行為を行う場合は、第13項第(3)号にもとづき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権で、本号 から までの内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付することができる。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債に係る本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を本項第(10)号ないし第(14)号に準じた調整を行ったうえで、本項第(3)号に準じて決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、本項第(10)号ないし第(14)号の調整に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

本項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号ただし書に定める期間を指定したときは、当該期間の末日の翌銀行営業日）のうちいずれか遅い日から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件および承継新株予約権の取得条項

本項第(5)号および第(6)号に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本項第(9)号に準じて決定する。

#### 15. 担保制限条項

(1) 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存在する限り、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために当社の所有する資産のうえに担保権を設定する場合は、本社債のために担保付社債信託法にもとづき同順位の担保権を設定しなければならない。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。

(2) 前号にもとづき設定した担保権が本社債を担保するに十分でないときは、当社は本社債のために担保付社債信託法にもとづき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。

#### 16. 利益維持条項

(1) 当社は、本社債の払込期日以降、当社の決算期における損益計算書（財務諸表等規則によるものとし、監査済であることを要す。）に示される経常損益が3期連続して損失となった場合、その3期目の決算期の末日より4か月を経過したときに、本社債について期限の利益を失う。ただし、3期目の経常損失金額が1期目より減少しており、かつ、3期間の経常損失累計額が当該連続経常損失発生1期目直前の決算期に

ご注意：この文章は、当社が第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

おける貸借対照表(財務諸表等規則によるものとし、監査済であることを要す。以下貸借対照表という。)に示される資本の部の金額の30%以内であるときを除く。

- (2) 前号ただし書きの場合、翌期においても引続き経常損失となった場合には、当該決算期の末日より4か月を経過したときに、当社は本社債について期限の利益を失う。

#### 17. 担保付社債への切換

当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために社債管理者が適当と認める担保権を、担保付社債信託法にもとづき設定することができる。

#### 18. 担保権設定の手続

当社は、第15項または前項により担保権を設定する場合、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。

#### 19. 特定資産の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の所有する特定の資産(以下「留保資産」という。)を本社債以外の債務の担保に供しない旨を約することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の契約を締結するものとする。

- (2) 前号の場合、当社は社債管理者との間に次のないしについても特約するものとする。

当社は、留保資産のうえに、本社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利もしくはその設定の予約、または本社債の担保とすることを妨げる約束が一切存在しないことを保証すること。

当社は、社債管理者の事前の書面による承諾なく、留保資産を他に譲渡または貸与しないこと。

当社は、原因のいかんにかかわらず、留保資産を害するおそれのある場合は、ただちに書面をもって社債管理者に通知し、その指示にしたがうこと。

当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、社債管理者の指定する資産をただちに留保資産に追加すること。

当社は、本社債の未償還残高の減少またはやむを得ない事情がある場合は、社債管理者の事前の書面による承諾を得て、留保資産の一部を留保資産から除外し、または留保資産の一部もしくは全部を他の資産と交換することができること。

当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、ただちに担保付社債信託法にもとづき、本社債の担保として当社の総財産のうち社債管理者が指定する物件のうえに担保権を設定し、社債管理者は、本社債の社債権者のためにこれを取得すること。

- (3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、社債権者保護のため同号の目的を達成するために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

#### 20. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が第15項または第17項により本社債のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定した場合、または前項により本社債のために留保資産の提供を行った場合であって、社債管理者が承認したときは、以後第15項および第23項第(2)号は適用しない。

#### 21. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債全額について期限の利益を喪失する。ただし、当社が、本社債のために、担保付社債信託法にもとづき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合であって、社債管理者が承認したときは、本項第(2)号および第(3)号は適用しない。

- (1) 当社が第13項第(1)号ないし第(3)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第15項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が第16項の規定に違背したとき。
- (4) 当社が、第14項第(10)号ないし第(15)号、第18項、第22項、第23項、第24項、第25項第(2)号および第30項の規定または条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき。
- (5) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (6) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、履行することができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りでない。
- (7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

ご注意： この文章は、当社が第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、または解散（合併の場合を除く。）したとき。
- (9) 当社が事業経営に不可欠な財産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分執行もしくは競売の申立があったとき、もしくは滞納処分としての差押があったとき、またはその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じ、かつ、社債管理者が本社債の社債権者の権利保全上、本社債の存続を不相当であると認めたとき。

#### 22. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、平常社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算および剰余金の処分（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については、社債管理者にこれを通知するものとする。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合もまた同様とする。
- (2) 当社は、証券取引法にもとづき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書または訂正報告書およびその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者に遅滞なく通知する。ただし、社債管理者がそれらの写の提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写を提出する。

#### 23. 社債管理者に対する通知

- (1) 本社債発行後、社債原簿および新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたときおよび変更が生じたときは、当社は遅滞なく社債原簿および新株予約権原簿にその旨を記載し、代表者の記名捺印した書面をもって社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 当社は、本社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供しようとする場合は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、債務の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。
- (3) 当社は、次の各場合にはあらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。
  - 当社の事業経営に不可欠な財産を譲渡し、または貸与しようとするとき。
  - 事業の全部もしくは重要な部分を変更し、休止もしくは廃止しようとするとき。
  - 資本金または資本準備金もしくは利益準備金の額を減少しようとするとき。
  - 組織変更、合併または会社分割をしようとするとき。
  - 株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社になろうとするとき。

#### 24. 繰上償還の場合の通知および公告

- (1) 当社が第13項第(3)号の規定により本社債を繰上償還しようとするときは、当社は当該償還期日の少なくとも2か月前に書面により繰上償還しようとする旨その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ当該償還期日の少なくとも1か月前に償還に必要な事項について公告を行うものとする。
- (2) 前号の公告は、第30項に定める方法によりこれを行う。
- (3) 当社は、本項第(1)号の規定により繰上償還を行う場合、同号に定める公告を行った後は、これを取消すことはできない。

#### 25. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の管理委託契約の定めるところにしたがい、その権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力するものとする。

#### 26. 社債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立に関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

#### 27. 社債管理者の辞任

社債管理者は、社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。ただし、社債管理者のうち残存する者がある場合には、当該残存する者のみで社債管理者の事務を行うことができる。

#### 28. 社債券の喪失等

- (1) 本社債券を喪失した者が、その記番号および喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告手続により確定した除権決定の謄本を添えて代り社債券の交付を請求したときは、当社はこれに対して代り社債

<p>ご注意：この文章は、当社が第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。 投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。</p>
--

券を交付することができる。

- (2) 本社債券を毀損または汚染したのにつき、代り社債券交付の請求があったときは、当社はその毀損または汚染した社債券と引換えに代り社債券を交付することができる。ただし、毀損の程度が大きいときまたは真偽の鑑別が困難なときは前号に準ずる。
29. 代り社債券の交付の費用  
代り社債券を交付する場合は、当社はこれに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。本社債の登録を抹消し、社債券を交付する場合もまた同様とする。
30. 公告の方法  
本社債に関して社債権者に対し公告をする場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は電子公告によりこれを行うものとする。ただし、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、電子公告に加えて東京都および大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にもこれを掲載する。なお、電子公告によりできない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、東京都および大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にもこれを掲載する。
31. 社債権者集会  
(1) 本社債の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の 3 週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第 719 条各号所定の事項を公告する。  
(2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。  
(3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本社債を有する社債権者は、本社債券または本社債に係る社債登録内容証明書を当社または社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。  
(4) 本社債および本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債の社債権者集会は、一つの種類の社債権者集会として開催される。前 3 号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
32. 新株予約権の割当日および 平成 18 年 8 月 3 日  
社債の払込期日（発行日）
33. 登録機関 株式会社三井住友銀行
34. 償還金支払事務取扱者 株式会社三井住友銀行、大和証券エスエムピーシー株式会社、大和証券株式会社  
（償還金支払場所） 社 他
35. 行使請求受付場所 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
36. 行使請求取次場所 株式会社三井住友銀行、大和証券エスエムピーシー株式会社、大和証券株式会社  
社 他
37. 募集の方法 一般募集
38. 引受証券会社 大和証券エスエムピーシー株式会社を主幹事とする引受証券団
39. 取得格付 B B B（日本格付研究所）
40. 上場申請の有無 有（株式会社東京証券取引所）
41. 保管振替機構への同意 平成 18 年 7 月 14 日同意書提出
42. その他本社債発行に関し必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
43. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意： この文章は、当社が第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(ご参考)

## 1. 資金使途

### (1) 調達資金の使途

差引手取金概算額 3,975 百万円につきましては、海外子会社における工場建屋建替え等に 3,245 百万円および子会社への投融資に 730 百万円をそれぞれ充当する予定であります。

なお、設備投資計画は平成 18 年 6 月 30 日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着工及び完了 予定年月	
				総額	既支払額		着工年月	完了予定 年月
ホソカワミ クロン(株)	本社	全社	本社屋の建替え及 び付帯工事	2,100	-	自己資金及び 借入金	平成18年 9月	平成19年 9月
	枚方事業所 他	粉体関連他	工場建屋の修理他	500	20	自己資金及び新株 予約権付社債発行 資金	平成17年 10月	平成20年 9月
(株)ホソカワ 粉体技術研 究所	奈良県 五條市	粉体関連	機能性ナノコンポ ジットマテリアル 製造設備	290	190	自己資金及び新株 予約権付社債発行 資金	平成18年 3月	平成18年 10月
	奈良県 五條市他	粉体関連	受託加工工場	500	-	自己資金及び新株 予約権付社債発行 資金	平成19年 10月	平成20年 9月
HOSOKAWA ALPINE AKTIENGESEL LSCHAFT	ドイツ・アウクス ブルグ市	粉体関連及び プラスチック 薄膜関連	工場建屋の更新 (第1期工事)	1,300	-	自己資金及び新株 予約権付社債発行 資金	平成18年 10月	平成19年 9月
			工場建屋の更新 (第2期工事)	1,200	-	自己資金及び新株 予約権付社債発行 資金	平成19年 10月	平成20年 9月

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項なし。

### (3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に影響はありません。

## 2. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

フリーキャッシュフローを重視しつつ、財務体質の強化、将来の企業価値増大のための投資を優先させ、また、金庫株の活用や自社株買入消却など長期的視野に立って利益配分を行ってまいります。

### (2) 配当決定に当たっての考え方

株主配当は、当面、配当性向 30% を目処として、業績の変化を反映させつつ株主各位に対して安定的な利益配分を実施すると共に、一株当たり配当の増加に努めます。

### (3) 内部留保資金の使途

内部留保金の使途につきましては、今後の事業展開への備えといたします。

ご注意： この文章は、当社が第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況

(単体)	平成15年9月期	平成16年9月期	平成17年9月期
1株当たり当期純利益	424.51円	8.48円	25.81円
1株当たり年間配当金	-	-	5円
実績配当性向	-	-	19.4%
自己資本当期純利益率	-	2.1%	6.3%
純資産配当率	-	-	1.1%

(注) 各決算期の1株当たり当期純利益は、当該決算期の当期純利益を期中平均株式数でそれぞれ除した数値であります。なお、平成15年9月期より自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1株当たり当期純利益は発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。

各決算期の自己資本当期純利益率は、当該決算期の当期純利益を自己資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

各決算期の純資産配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を自己資本(当該決算期末の資本の部合計)で除した数値であります。

3. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

	増資額(発行額)	増資後資本金	摘要
平成16年6月23日 ~平成16年9月14日	3,500百万円	11,026百万円	(注)
平成16年9月22日	1,928百万円	11,990百万円	(注)
平成17年2月28日 ~平成17年12月13日	5,000百万円	14,495百万円	(注)

(注) 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加  
株式会社栗本鐵工所、細川益男、澤村富季子及び細川祐季子への第三者割当増資による増加  
第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加

(2) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年9月期	平成16年9月期	平成17年9月期	平成18年9月期
始 値	512円	420円	507円	915円
高 値	538円	802円	1,174円	1,338円
安 値	280円	380円	407円	836円
終 値	415円	507円	905円	865円
株価収益率	-	34.9倍	43.1倍	-

(注) 平成18年9月期の株価については、平成18年7月13日現在で表示しております。  
各決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。  
平成15年9月期の株価収益率については、1株当たり当期純損失を計上しているため表示しておりません。

ご注意：この文章は、当社が第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. その他

##### (1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

##### (2) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、直近（平成 18 年 6 月末）の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 8.25%となる見込みであります。

（注） 潜在株式数の比率は、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権がすべて当初の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

予想転換価額：1,125 円（平成 18 年 7 月 13 日の東証終値 865 円の 30%アップのケースを想定）  
発行済株式数：43,075,350 株（平成 18 年 6 月末現在）

以 上

ご注意： この文章は、当社が第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。